平成２１年（フ）第６３７号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目37番19号　グリーンレジデンス２―101号、前住所静岡県浜松市中区野口町291番地　ヤマダハイツ101号室
債務者　古怒田光宏
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目48番14号　セジュール本田Ａ102、前住所静岡県浜松市北区三方原町1229番地の２　メルヴェーユＢ102号室
債務者　柳樂　一樹
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
静岡県浜松市東区上西町46番地の３　ガーデンコート上西町103号
債務者　大谷　和史
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
長崎県佐世保市船越町223番地
債務者　森山　辰夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
長崎県佐世保市船越町223番地
債務者　森山さつき
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３６７３号
三重県四日市市北町７－８
債務者　梶浦　裕高
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７３４号
東京都世田谷区八幡山１丁目２－６―301
債務者　山田　春奈
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３０号
神奈川県相模原市古淵６丁目９番15号
債務者　駒村　伸葉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４８８号
東京都八王子市泉町682番地１八王子泉町住宅１―110号
債務者　向野　泰二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２５５号
山口県周南市遠石３丁目３番16号
債務者　今田美智子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２５７号
山口県周南市大内町８番15号
債務者　國元　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２６６号
北海道帯広市依田町33番地２　二俣方
債務者　中川　哲男
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
北海道帯広市西16条南６丁目５番４号
債務者　小關　和也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
北海道帯広市西16条南６丁目５番４号
債務者　小關　純子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
北海道中川郡幕別町札内中央町350番地の１
債務者　伏屋　絹子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
北海道帯広市西17条南３丁目31番６号　エスペランザ173―306号
債務者　岡田　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係